

第18章 請負

まずは用語の確認です。

・ **請負契約** (うけおい)

当事者の一方がある**仕事を完成させる**ことを約束し、
他方がこれに対して**報酬を支払う**ことを約束することによって成立する契約

・ **注文者** (ちゅうもんしゃ) 仕事の完成をお願いする人 = 報酬を払う人

・ **請負人** (うけおいにん) 仕事を完成させる人 = 報酬をもらう人



不動産に関する請負契約の例としては、

建物であれば「家の建築」、土地であれば「造成工事」を工務店をお願いする契約があります。

他の例として、ITのシステム構築、ホームページ制作などを他者に依頼するケースが挙げられます。

【大事な考え方】 委任と請負の違い

- **請負**・・・仕事を完成させ、その完成品に対し対価を払うことを約束すること
- **委任・準委任**・・・法律行為・事務処理を依頼し、相手がそれを承諾すること

請負は**仕事の完成が契約の条件なので**、請負人は仕事の成果物に不備があれば**その責任を負うこと**になります(2節でやります)。

一方、委任・準委任の場合、**仕事の完成は契約の条件ではない**ので、仕事の成果物に関して**責任を負うことはありません**。ただし、受任者には善管注意義務がありますから、この義務に違反したとして責任追及されることは十分に考えられます。

1節 注文者と請負人の義務

請負も「契約」ですから、当然に債権・債務の関係が発生します。

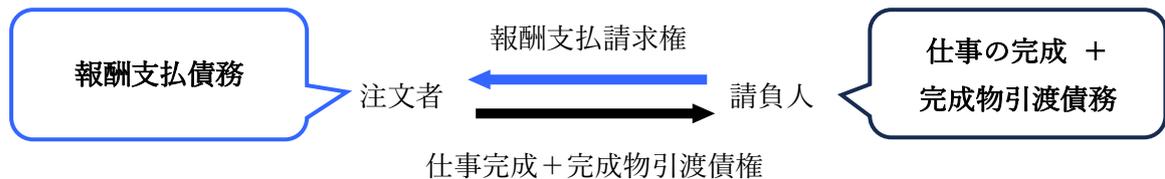
事例

A工務店はBから、建物の新築工事を請け負った。

請負契約が成立することで、請負人Aと注文者Bは次の義務(債務)をそれぞれ負います。

請負人A「仕事を完成させて完成物(建物)を引渡す義務」

注文者B「報酬を支払う義務」



この「完成物引渡義務」と「報酬支払義務」は**同時履行の関係**にあります。

請負人が完成物を引き渡していない場合、注文者は報酬の支払いを拒めるということです。

一方、「仕事の完成義務」と「報酬支払義務」は同時履行ではありません。**仕事の完成が先**です。

【発展】完成した目的物は誰のモノ？

- ・ 請負人が材料の全部または主要部分を提供した ⇒ 請負人の所有物
- ・ 注文者が材料の全部または主要部分を提供した ⇒ 注文者の所有物

2節 請負人の契約不適合責任

請負契約は請負人が「仕事を完成させ、完成物を引渡す」ことが前提で成立します。

つまり、仕事の完成物に**不備**があれば注文者から責任追及されることになります。

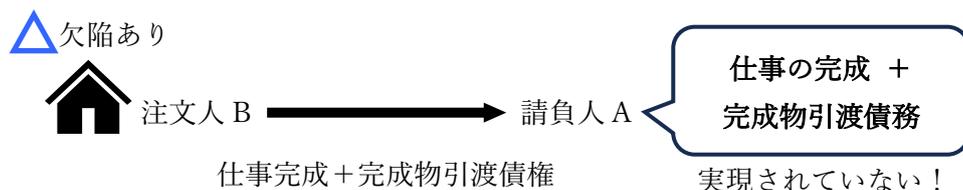
事例

A工務店はBから、建物の新築工事を請け負った。

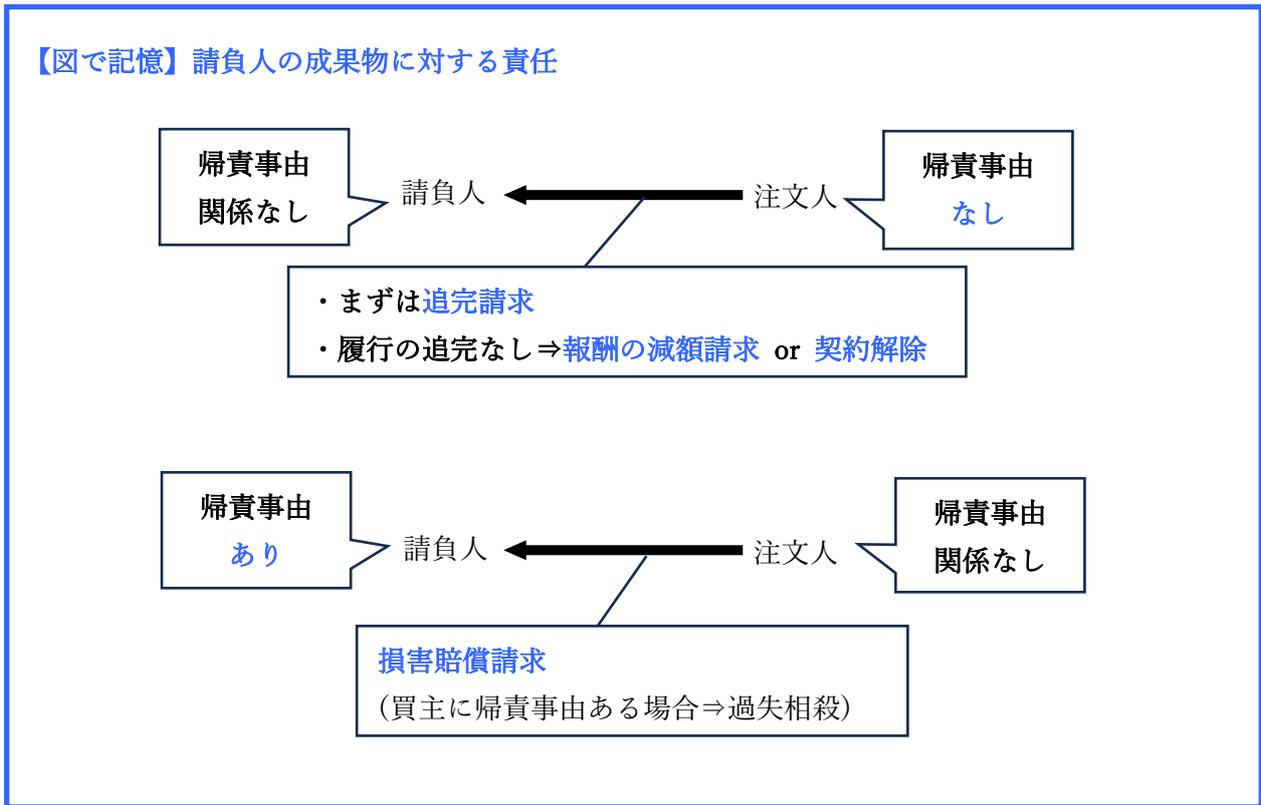
Bが建物の引渡しを受けたが、その建物には欠陥があった。

仕事の成果物(建物)に欠陥があったということは、

先の債権・債務の図でいえば、請負人の「完成物引渡債務」が実現されていないということです。



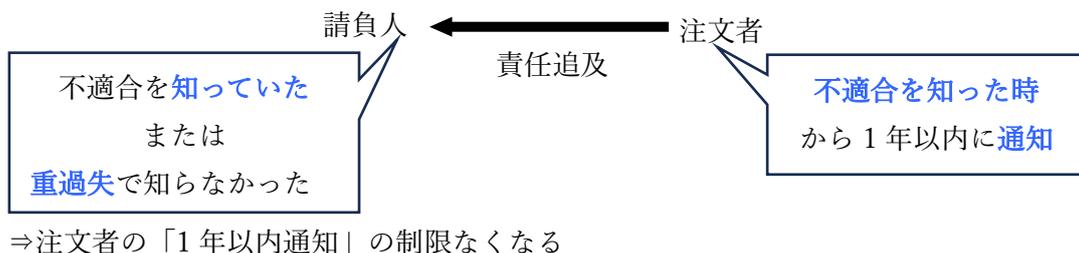
注文者は、不備のある成果物を引渡した請負人に対し、以下の責任追及ができます。
 この責任追及の内容は、**売買契約の契約不適合責任の内容と同じ**です。
 (売主⇒請負人、買主⇒注文人に置き換えただけ)



【大事な考え方】 約束したんだから守ろうね♪

民法に「契約するのは自由だけど、一度約束したことはちゃんと守れ」というスタンスによって、仕事の成果物に欠陥があったからといって、注文者はいきなり契約解除ができるわけではなく、「その欠陥を修正し、約束した内容をちゃんと果たせ」とまずは追完請求！となるわけです。注文者の追完請求後、請負人から追完の補修が行われたり、欠陥の内容によってはその欠陥を受け入れ、その分の報酬代金を減らせとなる場合もあります。ただし、**契約の目的が達成できないような**重大な欠陥がある場合は、追完しても無駄ですから、すぐに契約解除できます。

責任を追及するには、請負人が契約内容に適合しない完成物を引き渡した時、注文者がその**不適合を知った時から 1年以内**にその旨を請負人に**通知**しなければなりません。ただし、引渡しの際に請負人が契約の不適合を**知り**(悪意)、または**重大な過失によって知らなかった**ときは、この1年以内の制限を受けません。(これも、売買の不適合責任と同じです)



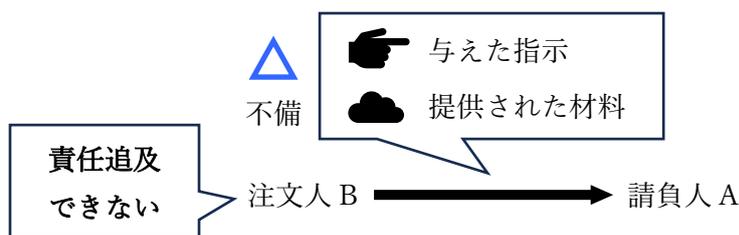
3節 請負人の契約不適合責任の制限

請負契約の目的物の契約不適合責任は、基本的には請負人が負いますが、ここでは、請負人がその責任を負わない場合を考えていきます。

事例

A は B から、建物の新築工事を請け負った。工事の材料は注文者 B から提供されたとする。完成した建物には欠陥があり、その欠陥の理由は B から提供された材料に原因があった。

請負人が契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したときでも、それが注文者の「**提供した材料の性質**」または注文者の「**与えた指図**」によって生じた不適合を理由とする場合、注文者は、請負人に対して**担保責任を追及できない**としました。



建物の欠陥が、注文者が持ち込んだ材料の不良や、注文者の指図ミスによって生じた場合、そんなときまでに請負人に担保責任を負わせるのは不公平だからです。

ただし、請負人が「材料・指図が不相当であるということ」を、**知りながら注文者に告げなかった**場合は担保責任を負うことになります。

請負人 A が「材料おかしい」ということを知っていたのであれば、それを注文者 B には報告すべきであり、その報告をおろそかにしたのであれば、A は担保責任を負いなさいということになります。

また、当事者間で、「**請負人は担保責任を負わない**」旨の特約を結んだ場合、原則として請負人は担保責任を負いません。

ただし、請負人が目的物に契約不適合があることを**知りながら注文者に告げなかった**事実については上記の特約があったとしても担保責任を免れることはできません。

4節 請負契約の解除権

注文者にとって不要な仕事を完成されても意味がないですから、請負人が**仕事を完成させる前**、注文者は**損害賠償をいつでも契約解除ができます**。

「いつでも」とは、注文者が「気が変わったから」という理由でも契約解除が可能ということです。もちろん、仕事をお願いした請負人には損害を賠償する必要があります。

また、請負人が**仕事を完成させる前**に、注文者が**破産手続開始**の決定を受けたときは、請負人は**契約解除ができます**。



5節 請負契約の不法行為責任

事例

A 工務店は B から、建物の新築工事を請け負った。

A 工務店が工事中に誤って資材を落下させ、通行人 C がけがを負った。

この場合、**請負人 A が責任を負います。**

注文者 B が請負人 A の仕事上の責任を負うのはお門違いです。



しかし、その事故が**注文者の注文や指図に過失**があった場合は、

さすがに請負人に全責任を負わせるのは不公平なので、**注文者も責任を負います。**